

災害無料電話法律相談

～ 埼玉弁護士会 ～

0120-854-233

- ※ 電話相談は平日（月曜日～金曜日）の午後1時～4時までです。
- ※ PHS・公衆電話からもつながります。

原発・賠償のこと

- Q 畑を借りて農業をしていました。畑を所有していないと、農業の損害について何も賠償はしてもらえないのでしょうか。
- Q 原発被害の範囲に関する「指針」を読みましたが、何が書いてあるのか内容がよく理解できません。「営業損害」とは何を意味するのですか。
- Q 家族全員が避難所での生活を強いられています。辛い思いをしたという精神的な損害は賠償の対象になるのでしょうか。

相続のこと

- Q 震災で家族を亡くしました。家族の借金を引き継がないためには、どのような手続きをすればよいのでしょうか。
- Q 自宅の書類が津波で流されて、相続を放棄するかどうかの判断に時間がかかります。何かよい方法はないのでしょうか。

仕事のこと

- Q 現在、埼玉の避難所で生活していますが、地元の上司から、すぐに仕事に復帰できなければ解雇すると言われていました。このような解雇は有効なのでしょうか。
- Q 勤務先が被災して再開の見通しが立っていません。失業手当の給付は受けられるのでしょうか。

その他

- Q 借家に住んでいて津波の被害に遭いました。後日、震災後の家賃や修繕費を負担しなければならないのでしょうか。

※ 以上は、これまで多かったご相談です。このほか、災害に遭って困っていることについて、埼玉弁護士会所属の弁護士が無料でお答えいたします。フリーダイヤルにお電話下さい。